

○田川地区清掃施設組合議会定例会規則

昭和 58 年 8 月 1 日

規則第 1 号

田川地区清掃施設組合議会の定例会は、毎年 2 月及び 7 月にこれを招集する。ただし、やむを得ない事情により当該月に招集することができないときは、その他の月にこれを招集することができる。この場合においては、あらかじめその旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。